

第22期第9回檜山海区漁業調整委員会 記録

1 開催の日時及び場所

日 時 令和4年11月18日 14時00分

場 所 江差町 檜山振興局 3階 301号会議室

2 出席委員氏名

工藤 幸博、花田 英一、成田 直彦、厂原 勝彦、田畑 明、加藤 元、
水野 諭、久貴谷 英二、田中 義人、松崎 敏文、石橋 満、齊藤 誠、
辻 裕樹

(欠席委員氏名：市山 智敏、工藤 智司)

3 臨席者氏名

檜山振興局産業振興部水産課 中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師

4 事務局氏名

荒井事務局長、駒形主事

5 付議事項

議案第1号 第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権の漁場計画草案
について

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について
(答申)

6 議事の顛末

荒井局長： ただ今より第22期第9回檜山海区漁業調整委員会を開催いたします。
開会にあたりまして、工藤会長からご挨拶申し上げます。

工藤会長： 挨拶(略)

荒井局長： 本日の委員会にご臨席いただいている来賓をご紹介します。
檜山振興局水産課の中野課長、板谷漁業管理係長、土門技師です。
この後は、工藤会長に会議を進行していただきます。
会長から出席人員の報告をお願いします。

工藤会長： 人員報告をいたします。

本日の出席委員は、委員定数15名中13名の出席で規定数を満たし

工藤会長： ているので、委員会は成立します。

荒井局長： 続いて、議事録署名委員の選出をお願いします。

工藤会長： 議事録署名委員の選出ですが、委員会規程第7条により、私から指名させていただきます。

本日の議事録署名委員は、厂原委員と松崎委員にお願いします。

それでは、議事に入ります。

議案第1号の「第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権の漁場計画草案について」上程します。

事務局から説明させます。

荒井局長： 第8次海面共同漁業権及び第15次海面区画漁業権の漁場計画草案について、ご説明します。

資料1をご覧ください。

資料1は令和4年11月11日付けで檜山振興局長から当海区あてにありました共同漁業権と区画漁業権の漁場計画草案の協議書であります。

本日、ご協議いただきますのは、漁協からの要望を取りまとめた一番始めの書き下ろしの草案についてでございます。

資料1-2をご覧ください。

最初に共同漁業権についてです。

4ページの「共同漁業権切替検討一覧表」をご覧ください。

檜山管内に免許されている共同漁業権の第1号から第18号までの現行の設定内容とその行使実績の有無、次期の設定要望をまとめた資料でございます。

上段の左側に記載の檜海共第1号は、上ノ国の第一種共同漁業権でありまして、現行の欄に白丸や黒丸が記載されている漁業種類は、現在設定されている漁業であります。

白丸と黒丸の違いは、白丸が行使実績あり、黒丸が行使実績なしとして整理しています。

その右側の次期の欄には、ひやま漁協の要望を記載しています。

二重丸が継続、バツ印が廃止、星印が新規であります。

檜海区第1号の「ぎんなんそう」を例にしますと、現行の欄が黒丸となっているので、漁業権は設定されていますが行使の実績はありません。

次期の欄が二重丸なので「継続」要望ということになります。

上段は第一種共同漁業、下段は第二種共同漁業の内容について記載しております。

見ていただくとお解りになるように、既存の漁業は行使実績があってもなくても全て継続となっており、廃止はございません。

新規設定は、檜海共第3号の江差地区と同第5号の乙部地区の「あかもく」です。

未利用資源の有効利用により販路拡大の取組を実施しており、今後、需要が見込まれることから、資源保護の観点から設定したいというのが設定理由でございます。

1枚めくっていただき、5ページをご覧ください。

共同漁業権漁場計画の草案となります。

このページには、第一種共同漁業の内容が記載されており、上から存

荒井局長：続期間は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間、漁場番号の下の漁場の位置、関係地区、一番右側に記載の漁業の時期については、現行のままとなっています。

漁業種類は、檜海共第3号と同第5号の「アカモク」の新規設定以外は、全て継続となっています。

6ページには、第二種共同漁業の内容が記載されております。

存続期間は第一種共同漁業と同様に10年間、漁場の位置、関係地区、漁業の時期、7ページに記載の制限又は条件の内容についても、現行のままとなっています。

漁業種類は、全て継続となっています。

最初のページに戻っていただき、1ページをご覧ください。

共同漁業権切替に係る漁場計画草案の考え方です。

左側に漁業権切替方針の内容、右側に先ほど説明しました草案の内容や考え方などを記載しております。

1の基本的な考え方は、道の方針に基づき行って行く考えです。

2の策定に当たっての考え方は、一つ目は、資料に記載のとおり檜海共第3号と同第5号に「あかもく」を新規に設定すること、二つ目は、行使実績がない漁業は、漁業権の内容から除外することを基本としますが、今後、その利用の拡大を計画的に進める予定である漁業については計画に載せていく考えであります。

次のページの3の策定にあたって留意すべき事項に記載の関係地区や漁場の区域、漁業の時期は全て現行どおりとしております。

以上が、共同漁業権の漁場計画草案でございます。

次に、資料1-3をご覧ください。

区画漁業権の内容について、共同漁業権と同様に整理した資料です。

最初に3ページの「区画漁業権切替検討一覧表」をご覧ください。

檜山管内に免許されている27の区画漁業権について、現行の設定内容とその行使実績の有無、次期の設定要望をまとめた資料でございます。

共同漁業権と同じく現行の欄の白丸は行使実績あり、黒丸は行使実績なし、次期の欄の二重丸は継続、バツ印は廃止として整理しております。

下の欄外に「廃止」とか「削除」などコメントを記載しております。

詳しくは4ページの資料で説明いたします。

4ページをご覧ください。

区画漁業権漁場計画の草案となります。

この表は、現行の漁業権の内容をベースに漁協の要望内容を見え消しで解るように整理しています。

漁業権の存続期間は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間です。

漁業権ごとに、上から順に説明します。

上ノ国地区の上国海区第1号、同第2号、同第3号のいずれも「ほっけ養殖業」ですが廃止です。

その下の上国第4号と同第5号は現行のまま継続で 番号が繰り上がります。

荒井局長：江差地区の江海区第1号の「うに養殖業、こんぶ養殖業、わかめ養殖業」は廃止です。

乙部地区の乙海区第1号と同第2号は、現行のまま継続です。

熊石地区の熊海区第2号の「ほっけ養殖業」は廃止です。

熊海区第1号と同第3号は、現行のまま継続ですが、3号が第1号よりも南にあることから、今回、第3号を第1号に、第1号を第2号にと漁場の番号を入れ替えます。

貝取潤地区の大海区第1号の「あわび養殖業」は廃止です。

その下の大海区第2号と次のページの同第3号は現行のまま継続で、番号が繰り上がります。

せたな町北檜山区の北海区第1号は現行のまま継続、同第2号は、ほたてがい養殖業、ほや養殖業、かき養殖業の3つの養殖魚種のうちかき養殖業を廃止します。

廃止に伴い15ページの漁場図に記載のとおり漁場区域を一部縮小し、2つの養殖魚種で継続します。

せたな地区の瀬海区第1号と同第2号は、現行のまま継続です。

最後に奥尻地区です。

奥海区第1号と同第3号以外の7つの区画漁業権は現行のまま継続です。

奥海区第1号は、こんぶ養殖業、ほたてがい養殖業の2つの養殖魚種のうちほたてがい養殖業を廃止、奥海区第3号は、こんぶ養殖業、ほや養殖業の2つの養殖魚種のうちほや養殖業を廃止し、それぞれ1つの養殖魚種で継続します。

以上が個別の漁場計画の内容です。

漁業の次期は「周年」とし、漁場の区域は北海区第2号以外の漁場は全て現行どおり、制限又は条件についても現行どおりの内容を付すことになっております。

次のページ以降には、漁場ごとの漁場図を載せておりますので後ほどお目通し願います。

最初のページに戻っていただき、1ページをご欄願います。

区画漁業権切替に係る漁場計画草案の考え方です。

左側に漁業権切替方針の内容、右側に先ほど説明しました草案の内容や考え方等を記載しております。

1の基本的考え方は、道の方針に基づき行って行く考えです。

2の策定に当たっての考え方は、一つ目は、利用度が低いもの又は実質上行使されていない養殖業は、漁場の利用方法の見直し等について検討するものとありますが、今後、利用を計画的に進める予定がある養殖業は計画に載せていく考えであります。

二つ目は、今回漁業権を廃止する上国海区第1号ほか5件（計6件）について、三つ目は、漁業権は存続し一部の養殖魚種を廃止する北海区第2号の「かき養殖業」ほか2件（計3件）について記載しています。

次のページの3の策定にあたって留意すべき事項についてです。

免許の対象は、全て漁協が免許権者となる「団体漁業権」としていま

荒井局長：す。

また、漁場の位置及び区域は、必要最小限の範囲に設定すること、「関係地区」は現行のまま、「漁業の時期」は周年としております。

以上が区画漁業権の漁場計画草案でございます。

また、先ほど13時から開催しました漁業権切替小委員会での協議では、特段の意見がなかったことを報告させていただきます。

共同漁業権及び区画業業権の漁場鋭角草案の内容等につきまして、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長：事務局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同：ありません。

工藤会長：議案第1号の漁場計画草案については異議のない旨決定してよろしいでしょうか。

委員一同：異議ありません。

工藤会長：それでは、そのように決定します。
次に、議案第2号の「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」上程します。
振興局から説明をお願いします。

板谷係長：議案第2号の知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてご説明いたします。

令和2年12月に漁業法が改正され、知事許可漁業は、操業区域や許可等すべき船舶の数等の制限措置を定め、この制限措置とともに申請すべき期間などを公示した上で許可をすることになっており、この「制限措置」、「申請期間」などを定めるときには、関係する海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされておりまして、諮問は、資料2の令和4年11月1日付け漁管第1704号となっております。

今回は、かにかご漁業（べにずわいがに日本海南部海域）の許可が、令和5年2月28日をもって有効期間が満了することから、当該漁業許可に係る更新（新規の許可）にあたり、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、制限措置等の案について、意見を求めるものであります。

諮問内容の「制限措置の内容及び申請すべき期間について」ですが、実際に公示する内容の案が2ページの資料となっております。

2段に分かれて表示されていまして、上段は渡島総合振興局管内、下段

板谷係長：に記載されているのが檜山振興局管内の内容です。

資料左の欄から、

- (1) 漁業種類は、かにかご漁業（ベにずわいがに）です。
- (2) 操業区域は、日本海南部海域と檜山振興局管内の共同漁業権漁場区域となっております。
- (3) 漁業時期は、3月1日から8月31日までとなっております。
- (4) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数は1隻です。
- (5) 船舶の総トン数は、200トン未満となっております。
- (6) 漁業を営む者の資格は、檜山振興局管内に住所を有する者であることとなっております。

許可又は起業の認可を申請すべき期間は、令和4年12月19日から令和5年1月18日までの1カ月間となっております。備考欄には、許可等の有効期間、申請書の提出先、許可にあたっての条件を記載しております。

なお、日本海南部海域における「かにかご漁業（ベにずわいがに）の許可等に関する制限措置等の取扱い」については、3ページ以降に参考資料として添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上、簡単ですが議案第2号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

工藤会長： 振興局の説明が終わりました。
これより審議に入ります。
ご意見、ご質問はありませんか。

委員一同： ありません。

工藤会長： 諮問の内容について異議のない旨、知事に答申してよろしいですか。

委員一同： 異議ありません。

工藤会長： それでは、そのように決定します。
以上で、本日の委員会の議事は終了です。
ご意見などがなければこれで閉会したいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同： （意見等なし）

工藤会長： それでは、本日の委員会はこれを持ちまして終了します。